

## 船舶事故調査報告書

平成25年2月14日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年1月28日（土） 19時30分ごろ
発生場所	愛媛県大洲市青島北岸 大洲市所在の伊予青島灯台から真方位076° 1,000m付近 （概位 北緯33° 44.3′ 東経132° 29.3′）
事故調査の経過	平成24年3月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート 白王 <sup>はくおう</sup> 、5トン未満 281-35387愛媛、個人所有 11.23m (Lr) × 2.79m × 1.18m、FRP ディーゼル機関、80kW、不詳
乗組員等に関する情報	船長 男性 70歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年6月23日 免許証交付日 平成20年10月3日 （平成25年11月24日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、平成24年1月28日16時30分ごろ、青島北岸から約15m沖において、船首を南方に向けて錨泊し、釣りをを行った。</p> <p>船長は、北東風が次第に強くなり18時ごろから19時ごろまでの間に2回走錨したが、メバルがよく釣れていたため、その都度、船首尾から投錨していた錨を打ち替えて釣りを続けていたところ、風が更に強くなって再び走錨し、海岸に接近したので冲出しすることにした。</p> <p>船長は、主機を後進として船尾ローラーウインチで船尾錨の錨索を巻きながら冲出しすることとし、態勢を整えるため、船首錨の錨索が余りたるんでいないと思い、錨索の状態を確認せず、右舵一杯を取って主機を前進としたところ、たるんだ船首錨の錨索をプロペラに巻き込んで主機が停止した。</p>

	<p>本船は、操船不能となり、強い北東風により青島北岸に圧流されて岩場に乗り揚げた。</p> <p>船長及び同乗者は岩場に移って避難したが、本船は時化のために救助作業が行えず大破した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 北東、風力 5～6、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約0.5～0.8m</p>
その他の事項	<p>本事故時には、大洲市に強風注意報は発表されていなかった。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、青島北岸沖において、錨泊して釣り中に走錨したので、冲出しようとして主機を使用した際、船長が錨索の状態を確認しなかったことから、船首錨の錨索をプロペラに巻き込み、主機が停止し、風に圧流されて青島北岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、青島北岸沖において、錨泊して釣り中に走錨したので、冲出しようとして主機を使用した際、船長が錨索の状態を確認しなかったため、船首錨の錨索をプロペラに巻き込み、主機が停止し、風に圧流されて青島北岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釣りのために錨泊中、強風により走錨するときには、釣りを中止して速やかに避難すること。</li> <li>・投錨中、主機を使用する場合には、錨索の状態を確認すること。</li> </ul>